

【別紙7】 リスク分担表

江東区と指定管理者のリスク分担については、下記のとおりとする。

なお、下記に規定した事項以外のことが発生した場合など、疑義が生じた場合は双方による協議とする。

種類	内容	負担者	
		江東区	指定 管理者
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○※1
物価変動	物価の変動に伴う経費の増		○※1
賃金水準	賃金水準の変動に伴う経費の増		○※1
税制・法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制・法令等の変更による費用負担	事案毎に協議	
運営リスク	指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休業等による損害及び増加費用		○
	施設、機器の不備や施設改修による臨時休館等による損害及び増加費用	○	
	自主事業、施設利用者の利便に供する業務の実施による損害及び増加費用		○
不可抗力	不可抗力の発生に伴う損害及び増加費用	○	
書類の誤り	募集要項等区が作成した書類の誤り	○	
	事業計画等指定管理者が作成した書類の誤り		○
周辺地域住民、施設利用者への対応	管理業務、自主事業、施設利用者の利便に供する業務の実施に関する対応		○
周辺環境への配慮	管理業務、自主事業、施設利用者の利便に供する業務の実施に伴う有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
施設・整備の修繕（機能維持）	老朽化・経年劣化により修繕を行うもの	130万円以上	130万円未満※2
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	構造上の瑕疵によるもの	○	

施設・設備の整備・改修	指定管理者の提案により整備・改修を行う場合		○
	上記以外	○	
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
個人情報管理	指定管理者による故意もしくは管理体制および保護システムの不備等による個人情報の漏えい、個人情報を記録した媒体の亡失		○
指定期間の終了	指定管理期間満了、又は期間中途での管理物件の明け渡しと原状回復の経費、又は区が指定する者に対する引き継ぎに要する経費		○
施設の改修等	管理施設の改修、改造、増設及び移設	事案毎に協議	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○
避難所の設置	災害時に設置される避難所の管理運営、経費	○	
指定の取り消し	指定の取り消し、又は期間を定めての管理業務の全部若しくは一部を停止における費用負担		○
不服申し立て	指定管理者による行政処分に対する不服申し立ての対応	○	
資金調達	指定管理者自身の支払い遅延によって生じたもの		○
展示物・資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
管理業務の評価	管理業務の評価及び第三者評価の実施と費用	○	

※ 1 社会情勢による急激な変化による場合は区と協議によること。

※ 2 指定管理者が 30 万円以上の施設・設備の修繕を実施する場合は、区と協議すること。

※ 3 指定管理者が施設・設備の改修を行った場合は、指定管理者は当該資産の所有権の放棄又は原状復帰する。